

「令和4年度 ATWS 北海道 AT ロゴマーク制作事業」委託業務企画提案指示書

1 目的

令和5年(2023年)9月に北海道を中心に開催される「アドベンチャートラベル・ワールドサミット(Adventure Travel World Summit 以下、「ATWS」という。)」において、ATWS 北海道実行委員会ウェブサイト、主催者である Adventure Travel Trade Assosiation (以下、「ATTA」という。)ウェブサイトなど国内外で広く使用するとともに、ATWS 開催後においても活用できるような、ATWS の主開催地である北海道のアドベンチャートラベル(以下「AT」という。)を象徴するロゴマークを制作することを目的とする。

2 委託業務内容(企画提案事項)

制作物及び条件は次のとおりとする。

【制作物：ロゴマーク】

- a) シンボルマーク(絵柄)
- b) ロゴタイプ A(文字「Hokkaido」または「Hokkaido, Japan」)
- c) ロゴタイプ B(文字「ATWS Hokkaido Executive Committee」または「ATWS Hokkaido ExCo」)
- d) キャッチフレーズ

a)シンボルマークと b)ロゴタイプ A を併置又は融合して一つのロゴマークとすること。

このロゴマークに併置できる c)を作成すること。

b)ロゴタイプ A を「Hokkaido」のみとするか「Japan」も使用するか及び d)キャッチフレーズを併置又は融合するかどうかは制作者の任意とする。「Japan」も使用する場合は「Hokkaido」との間に半角でカンマとスペースを挿入すること。

c)ロゴタイプ B を「ATWS Hokkaido Executive Committee」とするか「ATWS Hokkaido ExCo」とするかは、制作者の任意とする。「ATWS Hokkaido Executive Committee」とする場合は、「Executive Committee」を除く任意単語で改行することができる。

【条件】

(ア) ATWS が海外に向けた発信の機会であることを念頭に、北海道の AT の魅力や特色のイメージがわかりやすく伝わる作品であること。

(イ) 次の要素を念頭に置くこと。

- ① AT を構成する 3つの要素「身体的活動」「自然」「異文化体験」
- ② ATTA が提唱する 5つの体験価値
「今までにないユニークな体験(The Novel and Unique)」「自己変革(Transformation)」「健康であること(Wellness)」「挑戦(Challenge)」「ローインパクト(Impact)」
- ③ 持続可能な観光：「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」

【出典】①②Adventure Travel Trade Assosiation、③国連世界観光機関(UNWTO)

(ウ) 制作物は、次のものに使用することを想定する。

- ① WEB サイト
- ② ポスター
- ③ 自立式バナー
- ④ 名刺
- ⑤ T シャツ等衣服
- ⑤ その他北海道の AT を推進するための各種媒体など

(エ) 大きさ等

- ① 可能な限り単色（モノクロを含む）での使用も想定したデザインとする。
- ② a) 単体または a) と b) を融合したロゴマークの場合は 1cm 四方、a) と b) を併置する場合は 2cm×1cm 程度の大きさでも視認できるような作品とすること。

前述の条件を満たす北海道 AT ロゴマークを制作するため、次の事業を実施すること。

(1) 制作するデザイナー候補の提案

- (ア) 北海道在住または北海道にゆかりのあるデザイナーを 3 名以上推薦すること。その際は過去に手掛けたデザインが分かるようなポートフォリオを用意すること。
- (イ) 推薦するデザイナーについては本事業への作品応募についての内諾を得ること。

(2) 制作物(案)のとりまとめ

- (ア) (1)のデザイナー候補の中から実行委員会を選んだ複数のデザイナーから、1 名につき 1 つ以上の制作物：ロゴマーク(案)を制作してもらいとりまとめること。
- (イ) それぞれの制作物：ロゴマーク(案)について、作品の趣旨（解説・考え方）を 200 字程度で添えること。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)について、(6)で策定した計画に基づき実行委員会と協議して決定した日までに提出すること。

(エ) 次に掲げるいずれかに該当する制作物：ロゴマーク(案)は審査の対象外とする。

- ① デザイナー自身が既に発表しているもの。
- ② 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
- ③ 既に他の地域で採用されているものまたは採用されたものに類似のもの。
- ④ 政治的・商業的メッセージを含むもの。
- ⑤ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
- ⑥ 採用後であっても、①～⑤の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効とする。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがある。これらに伴い、発生するトラブル、損害などは、当実行委員会では負いかねるため、留意すること。

(3) 選定された制作物：ロゴマーク(案)の完成作業

- (ア) ATWS 北海道実行委員会による審査の結果、選定された制作物：ロゴマーク(案)は、原案を尊重しながら、補正・修正及び文字の付加、あるいは他の書体等との組み合わせなどの修正を依頼し、完成版とすることがある。また、必要に応じて編集可能なデータ形式でのファイルの提出を依頼することがある。なお、修正等については事前に協議するものの最終的に同意が得られない場合は、選定後であっても選定結果を無効とする。

- (イ) ATWS 北海道実行委員会による審査の結果、全ての制作物：ロゴマーク(案)が選定されなかった場合、選定結果が無効となってしまった場合は、再度 (2) の制作物(案)のとりまとめを行うこと。
- (ウ) (ア)により完成された北海道 AT ロゴマークについて、次の項目を含むロゴマークデザインマニュアルを作成すること。
 - ① バリエーション
 - ② カラー指定
 - ③ 最小使用サイズ
 - ④ 認められない使用方法
 - ⑤ 背景と重ねる場合の使用方法 (カラーコントロール等)
- (エ) (ア)により完成された北海道 AT ロゴマークについて、使用方法及び申請手続きを整理してまとめること。
- (オ) (3)による審査の結果、選定されなかった制作物(案)は、それぞれの委託事業者に返却すること。
- (4) その他
 - 上記以外に、本事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。
- (5) 上記(1)～(3)の業務遂行にかかる計画の策定
- (6) 上記(1)～(3)の業務にかかる進行管理
- (7) 事業実績報告書及び成果物の提出
 - (ア) 事業実績報告書 紙媒体 3 部及び電子データ
 - (イ) 成果物
 - ① 北海道 AT ロゴマーク一式 (ファイル形式は JPEG 形式、PNG 形式、AI 形式の 3 種類とする)
 - ② ロゴマークデザインマニュアル
 - ③ 使用方法及び申請手続き規定

3 プロポーザル参加の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の企業 (法人及び法人以外の団体を含む) による連合体 (以下「コンソーシアム」という。) 又は単体企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、道内に本社又は事業所を有するもので次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 者以上が道内に本社又は事業所を有する場合は可とする。
 - (ア) 民間企業、特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
 - (イ) 原則として、過去 2 年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、

確実に履行できる見込みのある者を含む。

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(エ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(オ) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(カ) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

① 道内に本店及び事業所等が所在する場合は、課税対象となっている道税

② 消費税及び地方消費税

(キ) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(ク) 次に掲げる届出の義務を履行していること。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

4 審査

企画提案は主に次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

(ア) 指示内容が十分理解されているか。

(イ) AT 及び ATWS について十分に理解した内容であるか。

(ウ) 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

(エ) 来年度の ATWS の実施に向け、高い効果が期待できる事業内容となっているか

(3) 実現性

事業の組み立てや予算配分、スケジュールに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

5 応募に関する留意事項

(1) 企画提案は、1者1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 北海道在住または北海道にゆかりのあるデザイナーを3名以上提案すること。

(4) (3)のデザイナーが過去に手掛けたデザインが分かるようなポートフォリオを用意すること。

(5) (3)のデザイナーについては本事業への作品応募についての内諾を得ること。

(6) 提出された企画提案書は返却しない。

(7) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(8) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

- (9) ヒアリングの日時は、別途連絡する。
- (10) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (11) ヒアリング時の追加資料の提示は認めない。
- (12) ヒアリングには、事業実施の主担当者が参加すること。必ずしも主担当者が企画提案書の説明を行う必要はないが、質問に対しては内容に応じて回答すること。
- (13) 本委託事業に関する事前説明会を実施する。

6 契約方法等

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 予算上限額

1,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

8 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

9 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

(ア) 提出書類

- ① 履歴事項全部証明書（写し可）
- ② 道税を滞納していないことの証明書（道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可））※道税の課税対象でない場合は不要
- ③ コンソーシアムにあつては、協定書の写し
- ④ 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 20 号様式））
 - 健康保険法第 48 条の規定による届出
 - 厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
 - 雇用保険法第 7 条の規定による届出

(イ) 提出部数

1 部

(ウ) 提出期限

令和 5 年（2023 年）1 月 26 日（木） 17:00（当日消印有効）

(エ) 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会事務局

（北海道経済部観光局内）

担当：興水・坂口

電 話：011-206-6944

E-mail : koshimizu.masaaki@pref.hokkaido.lg.jp

(オ) 提出方法

メール、持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

(ア) 提出書類

企画提案書の作成にあたっては、上記2の(1)～(5)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

① 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔に要約したものとする。 (A4用紙1枚)

② 実施スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

③ 事業実績

過去2年以内の本事業と類似、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

④ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑤ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、人件費、翻訳費、謝礼等

(イ) 提出方法・ファイルの種類

① 電子メールにより提出すること

② 全頁大きさはA4とし、社名あり1種類及び社名なし1種類を各々作成すること

③ 提出資料は、PDFに変換し、社名あり及び社名なしを各々、社名あり及び社名なしを各々一つのファイルに統合すること

④ 具体的な事業者名・担当者名等がわからないよう伏せて作成すること

⑤ 資料のデータが20MBを超える場合は、(1)(エ)に連絡すること

(ウ) 提出期限

令和5年（2023年）2月3日（金） 17:00

(エ) 提出先

(1)(エ)の電子メールアドレスに同じ

10 事業説明会

本事業に関する事業説明会を現地開催と Microsoft Teams による WEB 開催のハイブリットにて開催する。参加希望者は1月23日（月）17:00までにメールで連絡すること。また説明会時に得た情報は、本事業の提案目的のみに使用し、使用後は破棄すること。

(1) 日時 令和5年1月24日（火）11:00～12:00

(2) 場所 会場：札幌第2合同庁舎6階会議室（札幌市中央区大通西10丁目）

WEB：Microsoft Teams（説明会の参加希望者に対して後日 URL を送付）

11 著作権等の取扱い

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は ATWS 北海道実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 成果品及び構成素材に係る知的財産等
 - (ア) 委託事業者は、当該作品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を ATWS 北海道実行委員会に無償で譲渡する。また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を ATWS 北海道実行委員会及びその指定する者に対して行使しない。
 - (イ) 採用された作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、制作物：ロゴマーク(案)提出後及び完成後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがある。
 - (ウ) 採用された作品について、ATWS 及び北海道の AT 振興に寄与すると ATWS 北海道実行委員会が判断した者及び団体は、AT に関する取り組みの広報・記録等を目的とした印刷物、Web、展示会等において無償でこれを使用できるものとする。
 - (エ) 委託事業者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと及び既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約する。それらの違反があった場合には、委託事業者の負担と責任において一切を処理すること。なお、必要に応じて、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ等の関連資料を確認する必要がある。

12 委託契約に関する留意事項

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、事務局と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 事業の運営について、随時事務局と協議すること。

13 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに 9 の(1)(エ)の担当者に連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は ATWS 北海道実行委員会に帰属する。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金の納付

要（但し、免除規定あり）

- (8) 関連情報を収集するための窓口
9の(1)(エ)に同じ。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。